

F N o ~ C 1 1  
崎本例規第82号(務)  
平成5年5月6日

各 部 長  
殿  
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

ドナー休暇の概要及び運用上の留意事項について(例規通達)

(概要)

この度、「職員の休日及び休暇に関する規則」(昭和37年長崎県人事委員会規則第4号)の一部が改正され、平成5年5月1日から骨髄バンク事業に関する「ドナー休暇」が新たに導入された。

同休暇の概要、運用上の留意事項等について、事務処理上誤りのないよう指示したものである。